

宇都宮都市計画用途地域の
変更・地区計画の
原案の縦覧及び公聴会
の開催について

○宇都宮都市計画用途地域
の変更

■都市計画の種類
用途地域

■位置 下野市下古山地区

■面積 約2.7ha

○宇都宮都市計画地区計画
都市計画の種類

地区計画
地区計画の名称
下古山地区地区計画

■位置 下野市下古山二丁目
の一部

■面積 約2.7ha

■縦覧場所
都市計画課（下水道庁舎
2階）

・健康増進課（きらら館内）

■縦覧期間
2月12日(水)～26日(水)

（土・日を除く午前8時30分～午後5時15分）

■意見書の提出
宇都宮都市計画用途地
域の変更の原案について

は、縦覧期間満了の日までに、宇都宮都市計画地区計

画の原案については、縦覧
期間満了の日の翌日から1
週間を経過する日（3月5
日）までに、それぞれ意見
申出書を提出することがで
きます。

公聴会の開催

日時：3月24日(月)

午後7時～

場所：きらら館 検診室

※なお、意見申出がない場
合は、公聴会は中止となり
ますので、傍聴を希望され
る方は、3月7日(金)以降に
市ホームページまたは市都
市計画課まで開催の有無を
必ずご確認ください。

■問い合わせ先

都市計画課

☎(48)2114

■面積 約91.4ha
■縦覧場所
都市計画課（下水道庁舎
2階）

■縦覧期間
2月12日(水)～26日(水)

（土・日を除く午前8時30分～午後5時15分）

■意見書の提出

小山栃木都市計画地区計
画の原案について、縦覧期
間満了の日の翌日から1週
間を経過する日（3月5日）
までに、意見書を提出する
ことができます。

■公聴会の開催

日時：3月20日(木)

午後7時～

場所：南河内公民館大
ホール

小山栃木都市計画地区
計画の原案の縦覧及び
公聴会の開催について

■都市計画の種類

地区計画
地区計画の名称
仁良川地区地区計画

■位置

下野市田中・仁良川
下坪山の各一部

必ずチェック最低賃金
使用者も労働者も

■栃木県最低賃金

時間額：718円

特定（産業別）最低賃金
が適用されないすべての労
働者に適用されます。（効
力発生日：平成25年10月19
日）

■特定（産業別）最低賃金

時間額：下表のとおり
18歳未満または65歳以上
の労働者は栃木県最低賃金
が適用されます。（効力発
生日：平成25年12月31日）

■問い合わせ先

栃木労働局労働基準部
賃金室

☎028(634)9109

件名	時間額
塗料製造業最低賃金	865円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	809円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	809円
自動車・同附属品製造業最低賃金	812円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分製造業最低賃金	809円
各種商品小売業最低賃金	773円

2月は省エネルギー1月間です

コタツ布団と
敷き布団を
併用すると
省エネに
なるよ！



関東電気保安協会
KDH
<http://www.kdh.or.jp/>